

投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成十年政令第二百三十五号）…………… 1

改正案	現行
<p>（付随事業）</p> <p>第三条 法第三条第一項第十号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第三条第一項第六号の二に規定する暗号資産の保有に伴う暗号資産等（暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。次号において同じ。））、電子決済手段（同条第五項に規定する電子決済手段をいう。同号において同じ。）又はこれら以外の財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限る。）であつて電子情報処理組織を用いて移転することができるものとして経済産業省令で定めるものをいう。同号において同じ。）の取得及び保有並びに法第三条第一項第六号の二に規定する暗号資産又は当該暗号資産等の運用又は貸付けを行う事業</p> <p>五 法第三条第一項第一号から第七号まで又は第九号に掲げる事業での支払に使用する同項第六号の二に規定する暗号資産以外の暗号資産又は電子決済手段の取得及び保有（当該保有に伴う暗号資産等の取得及び保有を含む。）並びに当該暗号資産若しくは電子決済手段又は当該暗号資産等の運用又は貸付けを行う事業</p> <p>2 （略）</p>	<p>（付随事業）</p> <p>第三条 法第三条第一項第十号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p>

